

原議保存期間	1年（令和9年3月31日）
有効期間	1年未満（令和7年10月31日）

F . N o . 7 0 4 0 2 0 B  
滋 交 企 甲 発 第 S 0 8 6 1 号  
（ 地 交 規 交 指 合 同 ）  
令 和 7 年 8 月 2 2 日

各 部 長  
首 席 監 察 官  
警 察 学 校 長  
各 首 席 参 事 官 殿  
各 参 事 官  
各 所 属 長  
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

令和7年秋の全国交通安全運動の実施について（通達）

本年は交通事故抑止目標を「死者数28人以下、重傷者数290人以下」と定め、各種交通事故抑止対策を推進しているところであるが、7月末現在、県内の交通事故死者数は28人（前年対比+16人）と大幅に増加しており、本年8月4日には「交通死亡事故多発警報」が発令されるなど、今なお交通事故の惨禍にさらされる県民は後を絶たず、引き続き効果的な施策を推進していく必要がある。

このような情勢の中、令和7年秋の全国交通安全運動が実施されることから、下記により本運動が真に効果の上がるものとなるよう、管内の実情に応じた取組を推進されたい。

#### 記

##### 1 期間等

###### (1) 運動期間

令和7年9月21日（日）から同年9月30日（火）までの10日間

###### (2) 交通事故死ゼロを目指す日

令和7年9月30日（火）

##### 2 運動重点

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールへの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- (4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県独自の重点）

3 運動重点にかかる推進事項等

別紙「運動重点にかかる推進事項」や交通事故の発生実態等を踏まえた上で運動を推進すること。

4 県下統一行事

実施日	行事名
9月25日（木）	横断歩道利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日
9月26日（金）	飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日
9月30日（火）	交通事故死ゼロを目指す日

5 留意事項

(1) 受傷事故防止等

交通指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員に対しては、横断歩行者等の保護や自転車等の基本的な交通ルールの遵守を徹底するとともに、模範的な運転マナーや自転車等乗車時のヘルメット着用を指導すること。

運動重点にかかる推進事項

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- (1) 歩行者が被害に遭った交通事故の中には、横断歩道外や車両等の直前直後の横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められるため、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うこと、飲酒により道路で寝そべるなどの行為をしないことといった基本的な交通ルールの遵守や歩きスマホの危険性についての指導啓発を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に応じた適切な交通行動を促す交通安全教育を推進すること。
- (2) 幼児・児童の飛び出しによる死者・重傷者が多いといった交通事故の特徴を踏まえ、保護者や教育関係者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者等が日常生活や教育現場において、正しい横断方法や自らの安全を守るための交通行動等について繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。
- (3) 全ての年齢層を対象に反射材用品、LEDライト、明るい目立つ衣服等の視認効果等について周知を図るとともに、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。その際、警察庁作成の広報啓発動画（YouTube 等）の活用等も検討すること。
- (4) 地域の実情や歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化するとともに、夕暮れ時間帯等における歩行者の保護活動を推進すること。
- (5) 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30 プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。
- (6) 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び道路管理者、地方公共団体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、歩車分離式信号、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。
- (7) 道路管理者、地域住民等と連携しながら、こどもをはじめとする歩行者の通

行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に資する取組を推進すること。

## 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- (1) 自動車運転中の携帯電話使用等による死亡・重傷事故が令和3年以降増加の一途をたどっており、重点的に取り組むべき課題であることを改めて認識し、ながらスマホの危険性や交通事故実態等に関する広報啓発を推進するとともに、交通事故実態の分析等に基づき、効果的な交通指導取締りを推進すること。また、企業・団体や教育機関等に対しては、ながらスマホの危険性を十分理解させる効果的な交通安全教育を徹底すること。
- (2) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、交通安全関係団体や酒類提供飲食業等の関係業界と連携して、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化すること。また、飲酒運転の実態について、調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けて周辺三罪も含めた効果的な取締りを推進すること。
- (3) 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、履行の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や、運転者の運転前後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務が課せられていることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。
- (4) 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る交通違反に対する交通指導取締りを強化すること。
- (5) 日没時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時間帯等における交通死亡事故が増加すること、特に、日没後1時間の死者が多く、昼間と比較して歩行者が横断中に死亡する事故が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化

すること。あわせて自動車等の前照灯の早めの点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等、上向き・下向きのこまめな切替えについての広報啓発を推進すること。

- (6) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の徹底を図ること。
- (7) 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、生活道路等における交通指導取締りを強化すること。
- (8) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児へのチャイルドシートの適正な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシートの使用を促す広報啓発を推進すること。また、行楽地等における運転者等への啓発やシートベルトの着用効果を体験できる装置等を活用した被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進するほか、高速乗合バスや貸切バス等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係機関、事業者等と連携した取組を強化すること。
- (9) 高齢運転者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を高齢運転者自らが理解し、安全な交通行動を実践できるよう、関係機関・団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。また、高齢運転者やその家族に対しては、安全運転相談窓口、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者への各種支援施策の広報啓発を推進すること。加えて、アクセルとブレーキの踏み間違いに起因する交通事故の実態を踏まえ、安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進すること。
- (10) 高速道路における逆走事案の約7割は65歳以上の高齢者であることを踏まえ、高齢運転者本人のみならず、その家族に対しても高速道路における逆走行為は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることについての広報啓発を

推進すること。

- (11) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐を緩みがないようしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することの重要性やプロテクターの着用効果についての広報啓発を推進するほか、若年層のみならず、中高年、フードデリバリー事業者等に対する交通安全教育等、交通事故実態を踏まえた交通安全対策を推進すること。

### 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- (1) 令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されることとなることを踏まえ、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施し、自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図ること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側を通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。
- (2) 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、令和6年11月1日から施行されたながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設に関する広報啓発を推進するほか、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、違反者自らが危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう、実効性のある指導警告を行うとともに、信号無視や指定場所一時不停止等の交通事故の原因となる違反行為や悪質・危険性が高い違反行為に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講ずること。
- (3) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を実施するよう働き掛けること。また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け促進等の諸対策を推進すること。
- (4) 全ての自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課されていることを踏まえ、その着用を促進するために自転車利用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を行うこと。

- (5) 夕暮れ時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けを促進すること。
- (6) 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。
- (7) 具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について周知するとともに、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。
- (8) 特定小型原動機付自転車に係る交通ルール等の周知及び遵守並びにヘルメットの着用促進を図るため、ウェブサイト、SNS等の各種媒体を活用した効果的な情報発信のほか、関係機関・団体等と連携した交通ルールやヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発等を推進すること。
- (9) 特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者や販売事業者等に対し、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく、特定小型原動機付自転車の利用者等に対する基本的な交通ルールの周知や、ヘルメット着用の促進等の安全対策を的確に実施するよう働き掛けを強化すること。特に、現在の特定小型原動機付自転車に関連する交通事故や交通違反の状況を踏まえ、対歩行者事故防止に重点を置いた交差点、横断歩道等における安全確認の徹底や、信号機や一時停止等の標識の遵守等の利用者への交通ルールの周知、夜間のポートの利用停止といった実効的な飲酒運転対策を講ずることや、特定小型原動機付自転車の運転者のヘルメット着用率が著しく低いことを踏まえたヘルメット着用の促進に重点を置いた取組を推進するよう指導助言を行うこと。
- (10) 特定小型原動機付自転車の販売事業者等は、購入者等に対し、交通安全教育を行うこととされていることから、必要に応じて交通違反や交通事故の発生状況等に関する情報を提供するとともに、ガイドラインに基づき、事業者による交通安全教育が適切に行われるよう指導助言を行うこと。
- (11) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置き、管内の交通実態を分析した上で、交通事故抑止に資する取締りを推進すること。
- (12) 令和6年11月1日に施行された改正道路交通法により、ペダル付き電動バイクをペダルのみを用いて走行させる行為が自動車又は原動機付自転車の運転

に該当することが明確化されたことを踏まえ、ペダル付き電動バイクの無免許運転等の悪質・危険な交通違反の取締りを徹底すること。また、販売事業者やフードデリバリー事業者に対し、「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に従い、購入者や配達員の運転免許の確認、保安基準に適合した車体の使用・販売の徹底等の安全対策を的確に実施するよう指導助言を行うこと。

#### 4 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県独自の重点）

- (1) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止可能な速度で進行する義務があることや、横断歩道等における歩行者等優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道等に向かっている歩行者等の横断の意思が明確でない場合であっても、横断歩道等の直前で一時停止し、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者等保護意識の醸成を図ること。
- (2) 「横断歩道は歩行者優先」の原則を運転者・歩行者双方が互いに理解して横断歩道を利用する必要があることから、運転者に対しては、「横断歩道は歩行者優先」の原則を再認識させる効果的な啓発活動を関係機関・団体と連携し実施するとともに、その際、横断歩道標示に付随する「横断歩道又は自転車横断帯あり（略称：ダイヤモンド）」の標示位置やその意味について理解させること。
- (3) 道路管理者との合同点検のほか、警ら等の警察活動を通じて損傷、視認性の阻害又はその他の理由により効用が損なわれて、改善を要すると認められる横断歩道の標識標示や停止線、ダイヤモンドを発見又は認知したときは、交通規制課経由で報告すること。
- (4) 横断歩行者等妨害等に対する積極的な交通指導取締りを行うとともに、運転者に対し横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合の一時停止の必要性や横断歩道上での交通事故の重大性について理解を促し、交通ルールを再認識させること。
- (5) 歩行者に対しては、特に信号機のない横断歩道の利用時と道路横断時における安全確認の習慣付けを徹底させるため、関係機関・団体と連携し、特に交通弱者となり得る子どもや高齢者等を重点的に指導教育すること。その際、運転者に対して横断歩道を横断する意思表示を行うことが事故防止につながること

を伝え、挙手をするなどの具体的な横断方法を指導して意識の向上に努めること。

- (6) 運転者・歩行者ともに、横断歩道付近での安全確認と互いの動静を注視すること、「横断歩道を渡る」「道を譲る」などの意思疎通を図ることなどの重要性を深く理解させるための街頭啓発活動等に努めること。